

郡山市公有資産活用ガイドライン(一部改訂)【概要版】

1 策定の目的

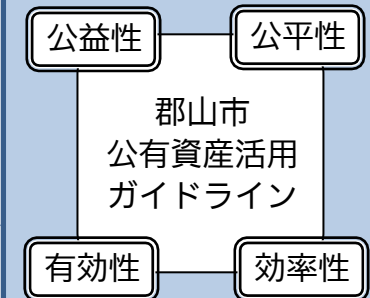
(1) 現在の課題

- ① 未利用財産の所有管理
- ② 未利用財産等に係る財政的負担
- ③ 公有財産の最適利用・有効活用

(2) 公有資産のあるべき姿

- 最少の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)
財産の効率的な運用(地方財政法第8条)
資産の有効活用による新たな財源の確保

(3) 基本的な方針の策定



2 具体的な取組み

(1) 未利用財産(普通財産)の処分 ・有効活用

- ① 売却による処分
- ② 一時貸付け、定期借地及び土地等信託による活用

(2) 公有財産の最適利用

- ① 行政財産の再検証
- ② 貸付普通財産の再検証
- ③ 国・県との情報共有

(3) 行政財産の余剰スペースの 有効活用

- ① 自動販売機の設置
- ② 太陽光発電設備の設置
- ③ 広告・デジタルサイネージ等の設置

(4) 土地開発基金で保有する事業 実施が困難な土地の有効活用

- ① 保有状況の確認
- ② 他事業での利用
- ③ 普通財産として処分・有効活用

(5) 広告事業の推進

- ① 広告の掲載・掲出
[広告媒体：公共施設の壁面等、公用車、ウェブサイト、各種印刷物]
- ② ネーミングライツの実施

※ 公募を原則とする。

3 推進体制とその他の取組み

(1) 公有資産活用調整会議

- ・情報の共有・多角的な検討
- ・P D C Aサイクルによる進行管理

(2) 人材の育成

- ・講演会の開催
- ・先進地調査

(3) その他

- ・PPP・収益の活用
- ・情報の公開